

柏市シニアはつらつガイドブック有料広告掲載取扱要領

制定 平成 1 9 年 1 月 1 5 日

施行 平成 1 9 年 1 月 1 5 日

(目的)

第 1 条 この要領は、柏市広告物掲載取扱要領（平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日施行）に基づき、シニアはつらつガイドブックに掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、本市の財政収入に寄与するとともに、高齢者への生活情報の提供に資することを目的とする。

(掲載しない広告)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、シニアはつらつガイドブックに掲載しないものとする。

- (1)シニアはつらつガイドブックの公共性若しくは中立性又は品位を損い、又は損なうおそれのある広告
- (2) 市民生活に関連を有しない広告
- (3) 前各号に掲げるもののほか、シニアはつらつガイドブックに掲載するものとして適当でないと市長が認めるもの

(広告掲載の位置)

第 3 条 広告を掲載する位置は、シニアはつらつガイドブックの巻末とする。

(広告の規格等)

第 4 条 広告の規格は、次のとおりとする。

規格	サイズ
1 号 広 告	1 ページの全面（縦約 2 6 0 ミリメートル×横約 1 7 0 ミリメートル）
2 号 広 告	1 ページの 2 分の 1 面（縦約 1 2 5 ミリメートル×横約 1 7 0 ミリメートル）
3 号 広 告	1 ページの 4 分の 1 面（縦約 1 2 5 ミリメートル×横約 8 0 ミリメートル）

2 広告は、4 色カラー印刷によるものとする。

（広告掲載の時期及び期間）

第5条 広告を掲載する時期は年1回のシニアはつらつガイドブックの作成時とし，広告を掲載する期間は現に広告を掲載したシニアはつらつガイドブックの改訂を行うまでの間とする。

（広告掲載料）

第6条 広告の掲載料は，次のとおりとする。

規格	金額（円）
1号広告	100,000
2号広告	50,000
3号広告	25,000

（広告掲載の順番）

第7条 広告を掲載する順番は，次の各号に掲げる順序による。

- （1）市内に事務所又は事業所を有する私企業のうち公共的性格のあるものに係る広告
- （2）市内に事務所又は事業所を有する私企業又は個人営業に係る広告（前号に該当するものを除く。）
- （3）国，地方公共団体その他公共団体，公共的団体，公益法人その他これらに類するものに係る広告
- （4）私企業又は個人営業に係る広告（第1号又は第2号に該当するものを除く。）
- （5）前各号のいずれにも該当しないものに係る広告

（広告掲載の募集）

第8条 広告の掲載の募集は，原則として市の広報紙等により公募して行うものとする。ただし，公募に対する次条第1項の規定による申込み（以下「掲載申込み」という。）の数が公募した広告の掲載の枠数に達しなかったときは，市長は，前条第1号から第4号までに掲げる団体又は個人に対して，掲載申込みをするよう依頼するものとする。

（広告掲載の申込み）

第9条 市長は，シニアはつらつガイドブックに広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）に対して，広告掲載申込書に掲載を希望する広告の原稿案を添付して広告の掲載を申し込むよう求めるものとする。

2 掲載申込みは，1の申込者について1の広告の掲載に係るものに限り，受け付けるものとする。

（広告掲載に関する契約）

第10条 市長は，掲載申込みがあったときは，広告の掲載の可否を審査し，適当と認めるときは，申込者との間で広告掲載に関する契約を締結するものとする。

2 前項の場合において，広告の掲載を適当と認める掲載申込みの数が公募した広告の掲載の枠数を上回ったときは，先着順により同項の契約を締結する者を決定するものとする。

（契約の内容）

第11条 前条の契約には，柏市財務規則（昭和59年柏市規則第4号）その他の法令等に定めるもののほか，次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市長が指定する期限までに広告の原稿を提出すること。

(2) 広告の掲載料の全額を一括して市長が指定する期限までに納入すること。

(3) 広告の原稿の作成及び広告の掲載の申込手続に要する費用は，全額を申込者が負担すること。

(4) 当該契約に関して知り得た本市の業務上の秘密を外部に漏らしてはならないこと。当該契約の終了後においても同様とする。

(5) 次のいずれかに該当するときは，当該契約を解除することができること。

ア 広告が第2条各号のいずれかに該当すると認められたとき。

イ 広告の内容に虚偽又は著しい不備があると認めるとき。

ウ 広告を掲載することが，シニアはつらつガイドブックの編集又は発行に支障を及ぼすと認めるとき。

(6) 前号により当該契約の解除をしたときは，当該解除により生じた損害について本市はその賠償の責めを負わないこと。

(7) 当該契約の締結後，申込者の責めに帰さない事由により広告を掲載することができなかった場合は，広告の掲載料を申込者に返還すること。

（補則）

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 1 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 9 年 1 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 1 1 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 1 1 月 2 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 1 2 月 3 日から施行する。